

春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）第43条第1項の規定に基づく助成金を交付すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の助成金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、第16条から第22条までの規定の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 条例第2条第1項第4号に規定する開発事業をいう。
- (2) 生活道路 市道路線として認定され、かつ、原則として原道（公図上の赤道をいう。以下同じ。）幅員が1.8メートル以上で、公図上の水路及び堤とうの敷地を除き6.0メートルに満たない道路その他市長が必要と認める道路をいう。
- (3) 道路後退用地 条例第42条の規定により後退した部分の土地をいう。
- (4) 道路用地 土地の所有者が生活道路の拡幅整備のため市に有償譲渡又は寄附をする土地をいう。
- (5) 門塀等 門塀（囲障、門柱及び門扉をいう。）、舗装、擁壁、看板等及び竹林木をいう。

(道路後退用地の帰属に係る補償)

- 第3条 市長は、道路後退用地の所有者（以下「道路後退用地所有者」という。）が当該道路後退用地を市に帰属するときは、道路後退用地所有者に対し補償を行うことができるものとする。
- 2 前項の補償は、開発事業が自己用（事業者が自らの生活の本拠として使用するもの又は自らの業務に係る経済活動を行うために自らが継続して使用するものをいう。）で、かつ、開発区域面積が3,000平方メートル未満の開発事業に係る道路後退用地を対象とするものとする。
- 3 前2項に規定する補償の額は、別表に定める額に道路後退用地の面積を平方メートルで表した数値を乗じて得た額以内の額とする。ただし、当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補償の申込み)

第4条 道路後退用地所有者は、前条に規定する補償を受けようとするときは、当該道路後退用地を分筆するとともに、道路後退用地帰属申込書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図（2通）
- (2) 分筆した土地の公図の写し（2通）
- (3) 地積測量図（2通）
- (4) 土地の登記事項証明書（1通）
- (5) 登記承諾書（1通）
- (6) 登記原因証明情報（1通）
- (7) 土地の所有者の印鑑登録証明書（1通）
- (8) 帰属対象物件の写真（1通）
- (9) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する申込みは、道路後退用地に所有権以外の抵当権又は仮登記等の権利があるときは、これらの権利を抹消した後に行わなければならない。

(土地売買契約)

第5条 道路後退用地所有者は、第3条に規定する補償を受けようとするときは、市と当該道路後退用地の売買に関する契約（第9条において「土地売買契約」という。）を締結しなければならない。

(補償の請求)

第6条 道路後退用地所有者は、道路後退用地内の門塀等の除却及び後退杭の設置が完了したときは、速やかに土地代金請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(門塀等の移転補償)

第7条 市長は、道路後退用地の帰属に当たり、当該道路後退用地内に存する門塀等の所有者（以下この条から第10条までにおいて「門塀等所有者」という。）が当該門塀等を移転しようとするときは、門塀等所有者に対し補償を行うことができるものとする。

2 前項の補償の額は、関東地区用地対策連絡協議会が発行する「損失補償算定標準書」及び埼玉県が発行する「損失補償標準表」により算定するものとする。ただし、これによりがたい場合は、専門業者の算定資料により算定するものとする。

(移転補償の査定の申込み)

第8条 門塀等所有者は、前条に規定する補償を受けようとするときは、あらかじめ市長の査定を受けなければならない。

2 前項の査定を受けるに当たっては、門塀等移転補償査定申込書（様式第3号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 現況配置図（1通）

(2) 移転補償対象物件の写真（1通）

（門扉等移転補償契約）

第9条 門塀等所有者は、第7条に規定する補償を受けようとするときは、市と当該門扉等の移転補償に関する契約を締結しなければならない。この場合において、門塀等所有者が道路後退用地の所有者と同一であるときは、土地売買契約に兼ねることができる。

（移転補償の請求）

第10条 門塀等所有者は、道路後退用地内の門塀等の除却及び後退杭の設置が完了したときは、門塀等移転補償料請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（道路用地の有償譲渡に係る補償）

第11条 市長は、道路用地の所有者（以下「道路用地所有者」という。）が当該道路用地を市に有償譲渡するときは、道路用地所有者に対し補償を行うことができるものとする。

（有償譲渡に係る補償の申込み）

第12条 道路用地所有者は、前条に規定する補償を受けようとするときは、当該道路用地を分筆するとともに、道路用地有償譲渡申込書（様式第5号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図（2通）

(2) 分筆した土地の公図の写し（2通）

(3) 地積測量図（2通）

(4) 土地の登記事項証明書（1通）

(5) 登記承諾書（1通）

(6) 登記原因証明情報（1通）

(7) 土地の所有者の印鑑登録証明書（1通）

(8) 対象物件の写真（1通）

(9) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する申込みは、道路用地に所有権以外の抵当権又は仮登記等の権利があるときは、これらの権利を抹消した後に行わなければならない。

（有償譲渡に係る門塀等の移転補償の査定の申込み）

第13条 市長は、道路用地の有償譲渡に当たり、当該道路用地内の門塀等の所有者（以下この条において「門塀等所有者」という。）が当該門塀等を移転しようとするときは、門

塀等所有者に対し補償を行うことができるものとする。

2 門塀等所有者は、前項の補償を受けようとするときは、あらかじめ市長の査定を受けなければならない。

3 前項の査定を受けるに当たっては、有償譲渡に係る門塀等移転補償査定申込書（様式第6号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 現況配置図（1通）

(2) 対象物件の写真（1通）

（補償に関する手続の準用）

第14条 第3条第3項、第5条、第6条、第7条第2項、第9条及び第10条の規定は、道路用地等の補償の手続について準用する。この場合において、第3条第3項中「前2項」とあるのは「第11条」と、同項、第5条及び第9条中「道路後退用地の」とあるのは「道路用地の」と、第5条及び第6条中「道路後退用地所有者」とあるのは「道路用地の所有者」と、第5条中「第3条」とあるのは「第11条」と、第6条及び第10条中「道路後退用地内」とあるのは「道路用地内」と、第7条第2項中「前項」とあるのは「第13条」と、第9条及び第10条中「門塀等所有者」とあるのは「道路用地内に存する門塀等の所有者」と、第9条中「第7条」とあるのは「第13条」と読み替えるものとする。

（道路用地の寄附の申込）

第15条 道路用地所有者は、道路用地を市に寄附しようとするときは、当該道路用地を分筆するとともに、道路用地寄附申込書（様式第7号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図（2通）

(2) 分筆した土地の公図の写し（2通）

(3) 地積測量図（2通）

(4) 土地の登記事項証明書（1通）

(5) 登記承諾書（1通）

(6) 登記原因証明情報（1通）

(7) 土地の所有者の印鑑登録証明書（1通）

(8) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する申込みは、道路用地に所有権以外の抵当権又は仮登記等の権利があるときは、これらの権利を抹消した後に行わなければならない。

（分筆費用に対する助成）

第16条 市長は、道路後退用地所有者又は道路用地所有者に対し、道路後退用地又は道路

用地の分筆に要した費用について助成金を交付することができるものとする。

(助成対象者)

第 17 条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 道路後退用地所有者で第 3 条第 2 項の要件を満たす者

(2) 道路用地所有者

(助成金の額)

第 18 条 助成金の額は、道路後退用地又は道路用地の分筆に要した費用の額以内の額とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第 19 条 助成金の交付の申請をしようとする者は、分筆手数料助成金交付申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 20 条 助成金の交付決定の通知は、分筆手数料助成金交付決定通知書（様式第 9 号）によるものとする。

(助成金の交付)

第 21 条 助成金の交付の請求は、分筆手数料助成金請求書（様式第 10 号）によるものとする。

(交付決定の取消し)

第 22 条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前号のほか助成金の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示（命令）に従わなかったとき。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱の廃止)

2 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱（平成 25 年 8 月 28 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(要綱の見直し)

- 4 市長は、助成金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて平成35年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

地目	市街化区域	市街化調整区域	
		春日部区域	庄和区域
宅地	固定資産税評価額に4/10を乗じた額	固定資産税評価額に5/10を乗じた額。ただし、10,900円を下限とする。	固定資産税評価額に5/10を乗じた額。ただし、7,100円を下限とする。
畑・雑種地 ・山林		10,900円	7,100円
田		10,000円	6,700円

備考 「春日部区域」とは、合併前の春日部市の区域をいい、「庄和区域」とは、合併前の庄和町の区域をいう。

様式第 1 号（第 4 条関係）

道路後退用地帰属申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
土地所有者 氏 名 印
電話番号

このことについて、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 4 条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

記

1. 道路後退用地の表示

春日部市

地 目 地 積 m^2

2. 代 理 人 氏名 連 絡 先

3. 添付書類 案内図、公図（写）及び地積測量図 各 2 通

土地の登記事項証明書、登記承諾書・登記原因証明情報及び

土地所有者の印鑑登録証明書、帰属対象物件の写真 各 1 通

以上

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者		受 付		第 号		
杭確認済日		年 月 日		年 月 日		
市道認定番号		市道 一 号線		区 域 市街化区域 ・ 調整区域		
開発事業 区 分	自己用	取付道路 地先前面道路	道路後退用地 に係る電柱	有・無	移設の 依頼申請	年 月 日
	非自己用			No.	道路整備	市・開発事業者
開発目的(用途)		面積 m^2	事前協議	No.	道路整備	市・開発事業者
道路後退		中心 (m)	中心 (m + 水路幅)	隅切り $m \times m$		
道路後退用地補償料		有・無	実測 $m^2 \times$	円 / $m^2 =$ 円		
分筆手数料		有・無	年 月 分筆 (筆)	円		
移転補償料		有・無	査定日 年 月 日 工作物・立竹木	円		
市道 路線	依頼	年 月 日	登 記	年 月 日		
	告示	年 月 日 第 号	税務署 事前協議	年 月 日 No.		
備 考		道路整備依頼		年 月 日	改良・舗装・碎石	
同一路線の過去の収用の有無 (同一人物・同一路線で、初年の みしか認められない)		有 () 無	今年の特別控除 (1500 万円) の有無 (収用外の人で特別控除の証明書が有ると きは、買取り等の証明書を発行できない)			有 () 無

土地代金請求書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
土地所有者 氏 名 印
電話番号

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 口座振込先

振込先金融機関	銀行（ ）		（ ）
口 座 番 号	（当座・普通）	フリガナ 口座名義	

門塀等移転補償査定申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住所
門塀等所有者 氏 名 印
電話番号

住所
土地所有者 氏 名 印
電話番号

春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 8 条の規定により、道路後退用地として帰属した土地の門塀等の補償額を調査されたく、申し込みます。

記

1. 道路後退用地の表示

春日部市

地 目 地 積 m²

2. 代理人 氏名 連絡先

3. 添付書類 現況配置図及び対象となる門塀等の写真 各 1 通

- そ の 他
- ・ 現地及び配置図には、後退後の官民境界を明確にしてください。
 - ・ この申込書提出後、関連する土地の所有権等に変更があったときは、助成金の交付ができない場合があります。

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者		受 付	
市道認定番号	市道 ー 号線		
事前協議番号	No.		
査定日	年 月 日		

門塀等移転補償料請求書

年 月 日

春日部市長 あて

郵便番号

住 所

門塀等所有者 氏 名 印

電話番号

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 円

2. 口座振込先

振込先金融機関	銀行（ ）		（ ）
口 座 番 号	(当座・普通)	フリガナ 口座名義	

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

道路用地有償譲渡申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
土地所有者 氏 名 印
電話番号

このことについて、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 1 2 条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

記

1. 道路用地の表示

春日部市

地 目 地 積 m²

2. 代 理 人 氏名 連 絡 先

3. 添付書類 土地の全部事項証明書、登記承諾書・登記原因証明情報、
印鑑登録証明書及び有償譲渡対象物件の写真 各 1 通
案内図、公図（写）及び地積測量図 各 2 通

以上

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者		受 付		第 号			
杭確認済日				年 月 日			
市道認定番号		市道 ー 号線		区 域 市街化区域 ・ 調整区域			
開発事業 区 分		自己用 非自己用	取付道路 地先前面道路	道路後退用地 に係る電柱	有・無	移設の 依頼申請	年 月 日
開発目的(用途)			面積 m ²	事前協議	No.	道路整備	市・開発事業者
道路後退		中心 (m)		中心 (m + 水路幅)		隅切り m × m	
道路用地補償料		有・無	実測 m ² ×	円 / m ² = 円			
分筆手数料		有・無	年 月 分筆 (筆)			円	
移転補償料		有・無	査定日 年 月 日 工作物・立竹木			円	
市道 路線	依頼	年 月 日		登 記	年 月 日		
	告示	年 月 日 第 号		税務署 事前協議	年 月 日 No.		
備 考				道路整備依頼	年 月 日		改良・舗装・碎石
同一路線の過去の収用の有無 (同一人物・同一路線で、初年の みしか認められない)			有 () 無	今年の特別控除 (1500 万円) の有無 (収用外の人で特別控除の証明書が有ると きは、買取り等の証明書を発行できない)			有 () 無

様式第 6 号（第 1 3 条関係）

有償譲渡に係る門塀等移転補償査定申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住所
門塀等所有者 氏 名 印
電話番号

住所
土地所有者 氏 名 印
電話番号

春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 1 3 条の規定により、道路用地として有償譲渡した土地の門塀等の補償額を調査されたく、申し込みます。

記

1. 道路用地の表示

春日部市
地 目 地 積 m²

2. 代理人 氏名 連絡先

3. 添付書類 案内図、公図（写）、現況配置図、測量図及び
対象となる門塀等の写真 各 1 通

4. そ の 他 ・現地及び配置図には、後退後の官民境界を明確にしてください。
・この申込書提出後、関連する土地の所有権等に変更があったときは、
助成金の交付ができない場合があります。

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者		受 付	
市道認定番号	市道 ー 号線		
事前協議番号	No.		
査定日	年 月 日		

様式第 7 号（第 1 5 条関係）

道路用地寄附申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
土地所有者 氏 名
電話番号

このことについて、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 1 5 条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

記

1. 道路用地の表示

春日部市

地 目 地 積 m²

2. 代 理 人 氏名 連 絡 先

3. 添付書類 案内図、公図（写）及び地積測量図 各 2 通

土地の登記事項証明書、登記承諾書・登記原因証明情報及び
土地所有者の印鑑登録証明書、帰属対象物件の写真 各 1 通

以上

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者		受 付		第 号		
杭確認済日				年 月 日		
区 域	市街化区域 調整区域	道路後退用地に 係る電柱	有・無	担当課への 情報提供日	年 月 日	
開発区分	自己用・非自己用		事前協議	No.	取付道路・地先前面道路	
開発目的(用途)		面積 m ²	道路整備	不要 ・ 要	(市 ・ 開発事業者)	
道路後退	中心 (m)		中心 (m＋水路幅)		隅切り m× m	
分筆手数料	有・無	年 月	分筆 (筆)		円	
備 考	公図記入 台帳整理		登 記	年 月 日		
			道路整備依頼	年 月 日	改良・舗装・碎石	

様式第8号 (第19条関係)

分筆手数料助成金交付申請書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

土地所有者 氏 名 印

電話番号

このことについて、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 19 条に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 道路後退用地又は道路用地の表示

春日部市

地 目 地 積 m²

2. 道路後退事前協議回答書（写し）

以上

様式第 9 号（第 2 0 条関係）

分筆手数料助成金交付決定通知書

年 月 日

申請者 様

春日部市長 印

年 月 日付けで申請のありました道路後退用地又は道路用地の分筆手数料助成につきましては、次のとおり交付することに決定したので、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 2 0 条の規定により通知します。

1. 助成金交付決定額 円

2. 支払い方法

指定された金融機関に振り込みいたします。

様式第10号（第21条関係）

分筆手数料助成金請求書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

土地所有者 氏 名

印

電話番号

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 2 1 条の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 円

2. 口座振込先

振込先金融機関	銀行（ ）		（ ）
口座番号	(当座・普通)	フリガナ 口座名義	

備考

受付No.

※ 押印欄は、実印でお願いします。

注) 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に基づく助成金の交付対象外に変更された場合は、支払対象外となります。